

重要文化財福山城伏見櫓移築元調査支援業務委託
に関する質問書に対する回答

質問項目①	「仕様書 4 業務内容 (3) 調査内容 ③ 京都伏見城の調査」について
質問内容①	伏見城跡の現地調査は、管理者に対し、既に福山市が許可を得ていますか。 2026年（令和8年）3月までに立ち入り調査の許可が得られなければ、業務内容が完了せず不履行となる可能性があります。その場合は受注者の責任になりますか。また、許可が得られない場合に、調査期間が延びる、もしくは提出物の内容の変更等の可能性はありますか。
回 答①	現地調査については、現在、本市が管理者と調整しているところです。 万が一許可が得られない等の事態が生じた場合には、本市と受注者で協議の上、対応方針を検討します。

質問項目②	角印について
質問内容②	申込書や誓約書等に角印を押す箇所がありますが、請求書や領収書に角印を使う場合は、申込書や誓約書等にも角印を押す必要がありますか。その際に使用する角印については、使用印鑑届は提出不要ですか。
回 答②	会社の実印は押印が必須ですが、角印の使用は任意です。 使用印鑑届は会社の実印と異なる印鑑を見積り及び契約等に使用する場合のみ提出が必要であり、会社の実印と角印を併用する場合には提出不要です。 実印については、印鑑証明書（原本）の御提出をお願いします。 なお、2025年（令和7年）4月1日より、本市に御提出いただく請求書は一部を除き押印省略が可能となりました。